

大和高座ブロック ごみ処理広域化実施計画

概要版

1 広域化の必要性

これまでの大量生産・大量消費の社会構造は、廃棄物を多量に排出するとともに、廃棄物の種類を多様化させ、適正な処理を困難にしてきました。そのような状況から、各市町村はごみの減量化・資源化を目指した施策展開を行うとともに、中間処理施設を高度化してきました。

しかし、依然として廃棄物の排出量は高水準で推移し、地域での新たな最終処分場の確保が困難になるとともに、地球規模での環境問題やエネルギー問題もより深刻化し、「循環型社会への転換」が望まれています。

ごみ処理の広域化とは、循環型社会への転換を目指し、従来の市町村の枠組みを越え、より効率的かつ安全・安定的なごみの処理を確立するとともに、循環型社会の構築を目指すためのものです。

2 本計画の位置づけ

大和高座ブロックごみ処理広域化実施計画（以下、「本計画」という。）は、構成市である大和市、海

老名市、座間市、綾瀬市の今後のごみ処理の広域的な取組みについて定めるものですが、その策定にあたっては、構成市のごみ処理について定める一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（大和市 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画、海老名市・座間市・綾瀬市・高座清掃施設組合 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画）と内容の調整・整合の上、策定します。

また、本計画の位置付けについて、一般廃棄物処理に関連する計

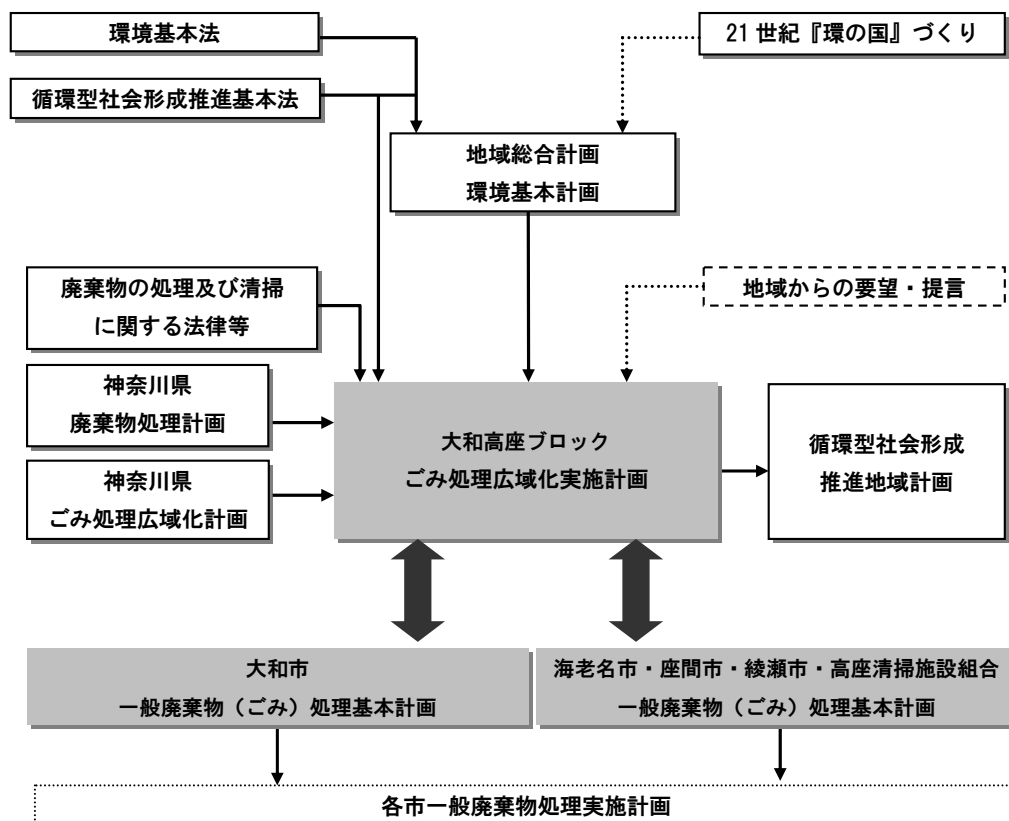


図 1 本計画の位置づけ

ごみ処理の広域化にあたっては、各市の状況を十分に踏まえ、総合的かつ計画的にごみの広域処理を推進していくことが大切です。そのため、4市で調整の上、本計画を基に各市が一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、「ごみ処理基本計画」という。）を策定し、それを基にごみ処理を実施していくこととします。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成 20 年度を初年度とし、構成市のごみ処理基本計画の計画期間との整合性に留意し、概ね平成 29 年度までの 10 年間とし、平成 30 年度以降の将来計画については、今後の動向を踏まえて見直しを行うこととします。

また、本計画期間内においても、必要に応じて見直しを行うこととします。

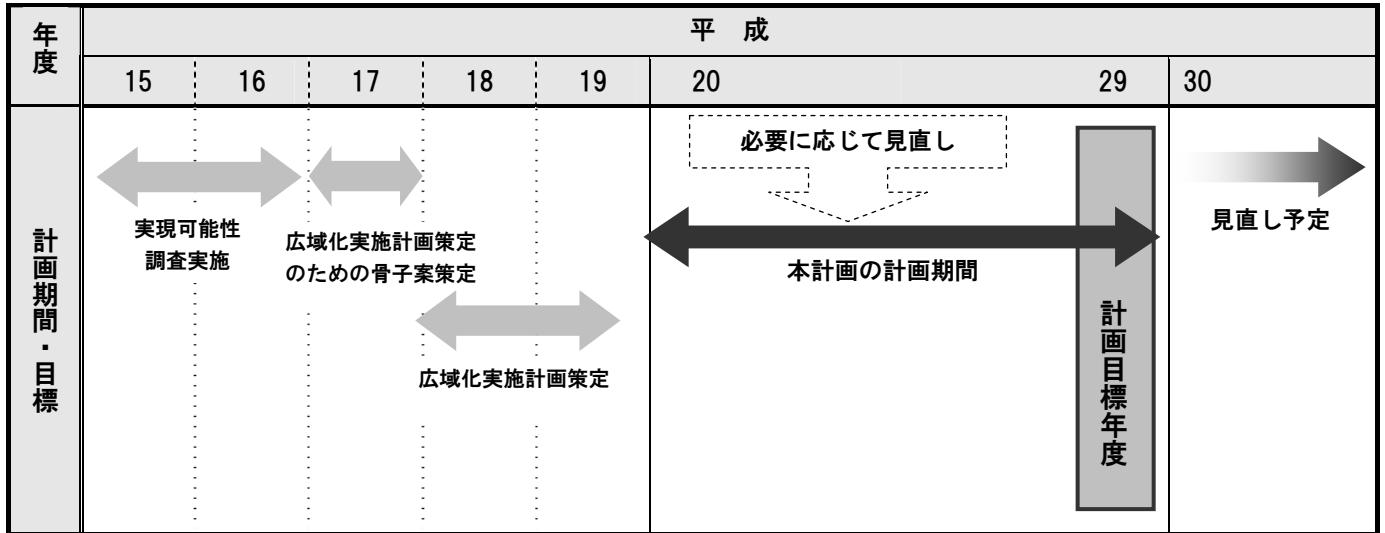
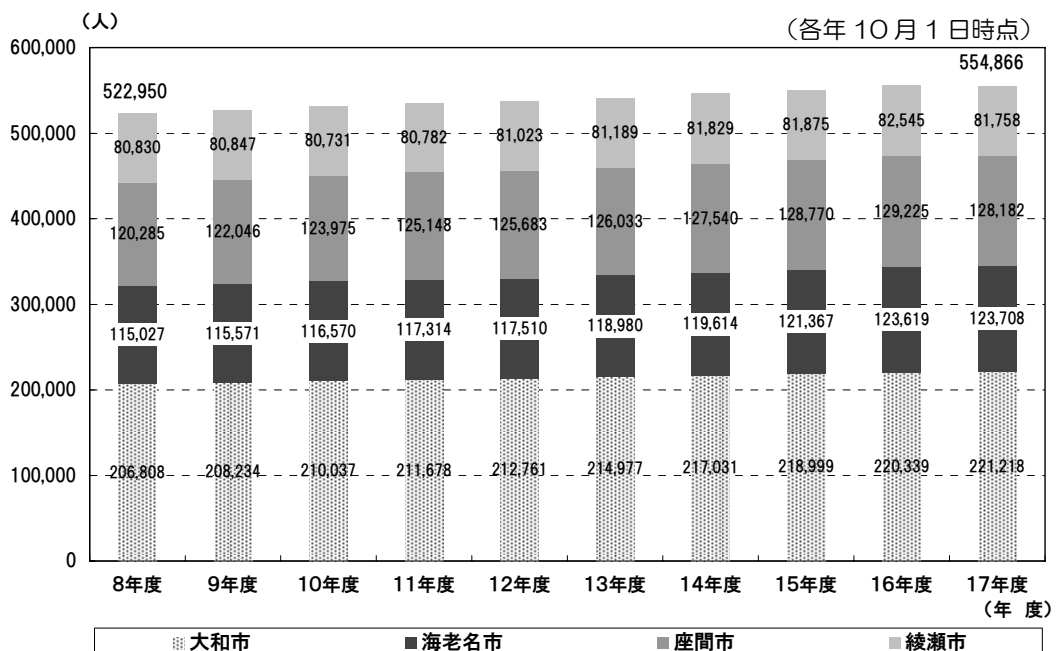


図 2 計画期間

4 人口

本ブロックにおける人口は、平成 8 年度の 522,950 人に対し、平成 17 年度では 554,866 人と、10 年間で 3 万人以上増加しています。



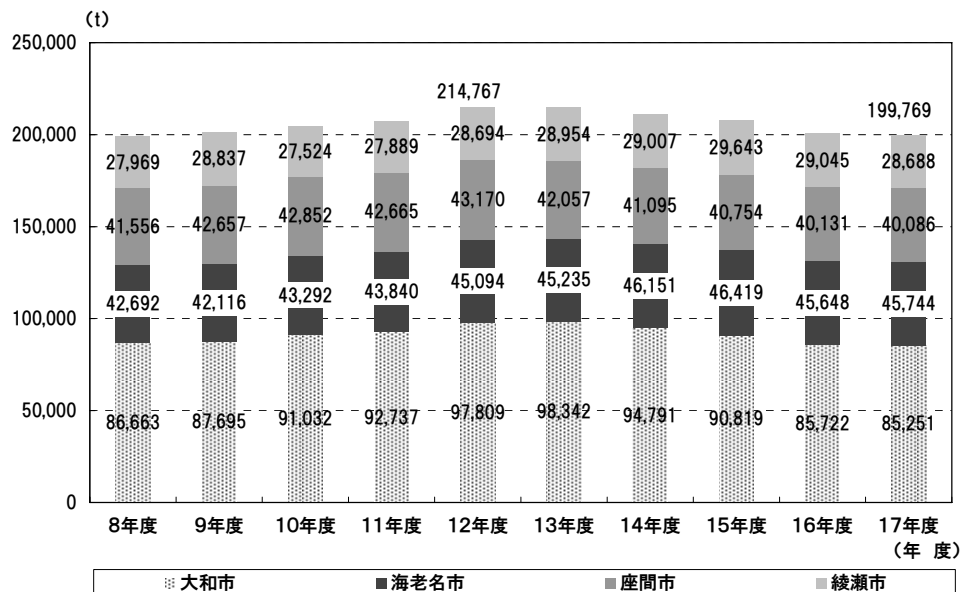
出典)「一般廃棄物処理事業の概要」(神奈川県)

図 3 人口の実績

5 ごみ量

1 ごみ総排出量

本ブロックにおけるごみ総排出量※は、平成12年度の214,767tをピークに近年の減量化の取組みから減少しており、平成17年度で199,769tとなっており、約15,000t減少している状況です。



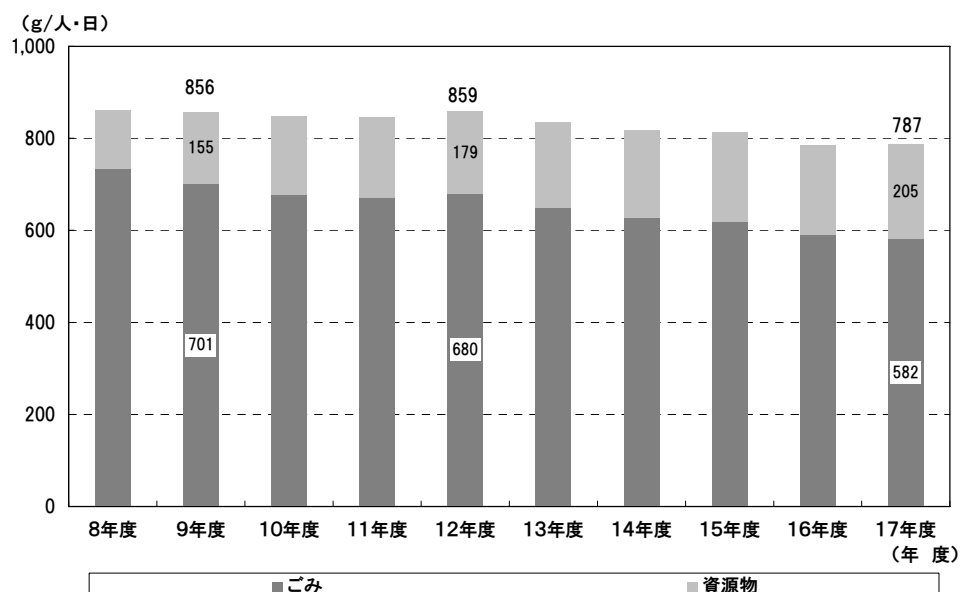
※ごみ総排出量：家庭系ごみ + 事業系ごみ + 集団資源回収
出典)「一般廃棄物処理事業の概要」(神奈川県)

図4 ごみ総排出量の実績

2 市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

本ブロックにおける市民1人1日あたりの家庭系ごみの排出量※は、平成12年度をピークに各市のごみ減量化・資源化の取組み効果から減少しており、資源物を除いたごみ量は平成12年度の680gに対して、平成17年度では582gと、約100g減少している状況です。

また、資源物の排出量は、分別収集の取組みから平成12年度の179gに対して、平成17年度では205gと26g増加しています。

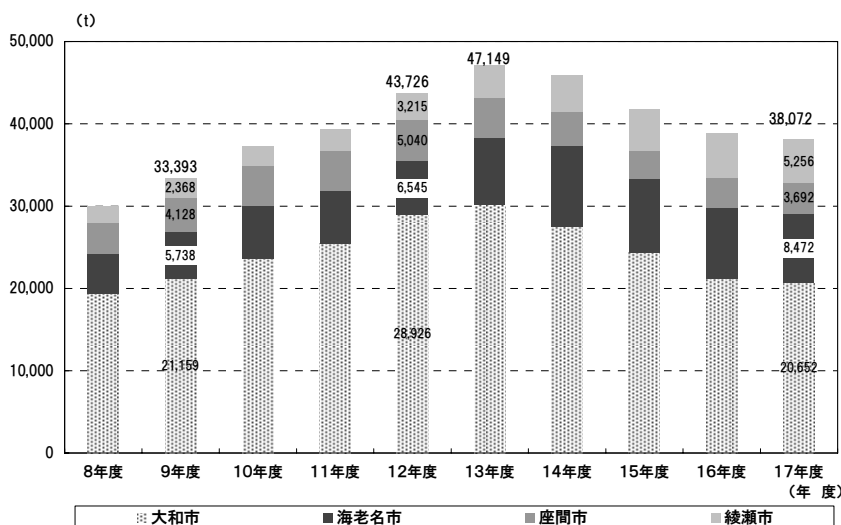


※家庭系ごみ排出量：家庭から排出されるごみのうち集団資源回収を除いたもの
出典)「一般廃棄物処理事業の概要」(神奈川県)

図5 市民1人1日あたりのごみ排出量の実績

3 事業系ごみの排出量

本ブロックにおける事業系ごみの排出量は、平成13年度の47,140tをピークに年々減少し、平成17年度で38,072tと約9,000t減少している状況です。



出典)「一般廃棄物処理事業の概要」(神奈川県)

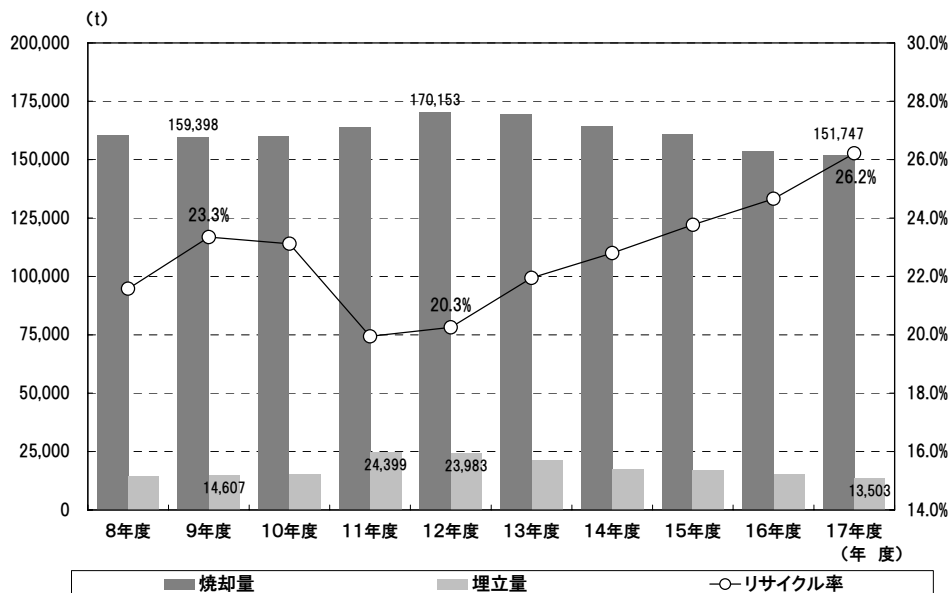
図6 事業系ごみ排出量の実績

4 ごみの処理・処分

本ブロックにおけるごみの処理・処分量は、ごみの減量とともに年々減少の傾向にあります。焼却処理量は平成12年度の170,153tをピークにその後減少し、平成17年度では151,747tと約18,400t減少しています。

また、最終処分量は平成11年度の24,399tをピークにその後減少し、平成17年度では13,503tと約10,900t減少しています。

さらに、リサイクル率[※]については、平成11年度以降年々増加しており、平成17年度で26.2%となっています。



※リサイクル率 = $\frac{\text{総資源化量 (資源物資源化量 + 焼却残渣資源化量 + 集団資源回収)}}{\text{ごみ総排出量}}$

出典)「一般廃棄物処理事業の概要」(神奈川県)

図7 ごみ処理・処分量の実績

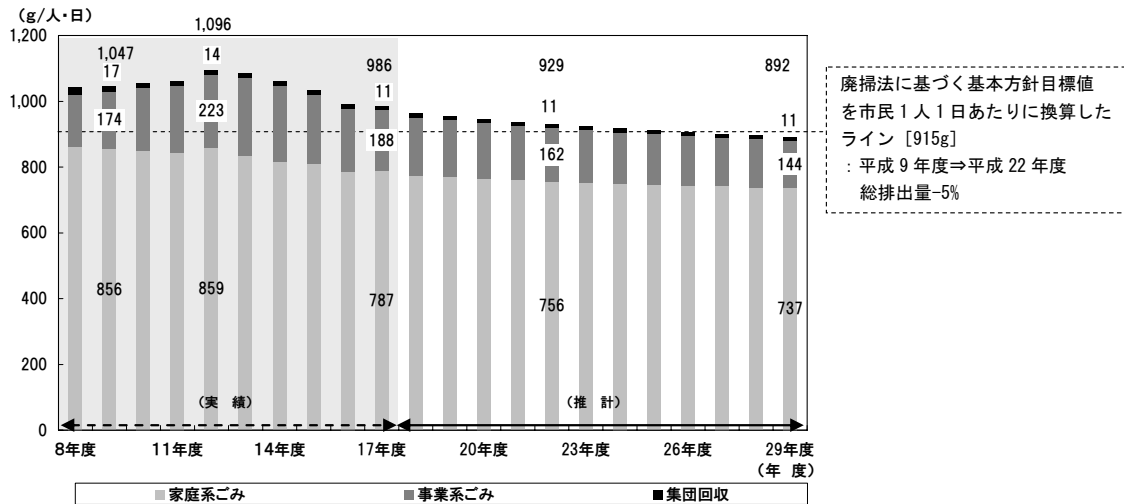
6 将来のごみ量

1 市民1人1日あたりの排出量

(1) 市民1人1日あたりのごみ総排出量

本ブロックの市民1人1日あたりのごみ総排出量※は、図8に示すとおり、平成12年度の1,096gをピークにその後減少しており、平成17年度で986gとなっています。

市民・事業者・行政のごみ減量に向けた取組みを継続し、今後もこの傾向を維持した場合、平成22年度で929g、平成29年度で892gまで減少することが予測されます。

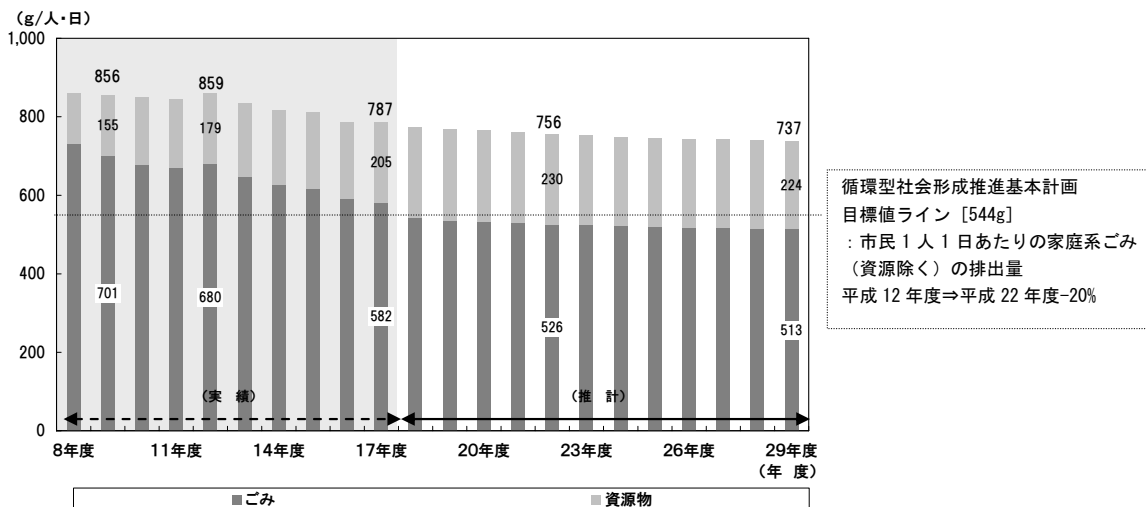


※ 総排出量=家庭系ごみ + 事業系ごみ + 集団資源回収

図8 市民1人1日あたりの排出量

(2) 市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量※は図9に示すとおり、年々ごみが減少し、資源物の分別収集が進んでいる状況です。ごみ減量化の取組みを継続し、この傾向を維持することで、市民1人1日あたりの家庭系ごみ（資源物除く）の排出量は、平成22年度で526g、平成29年度で513gとなることが予測されます。

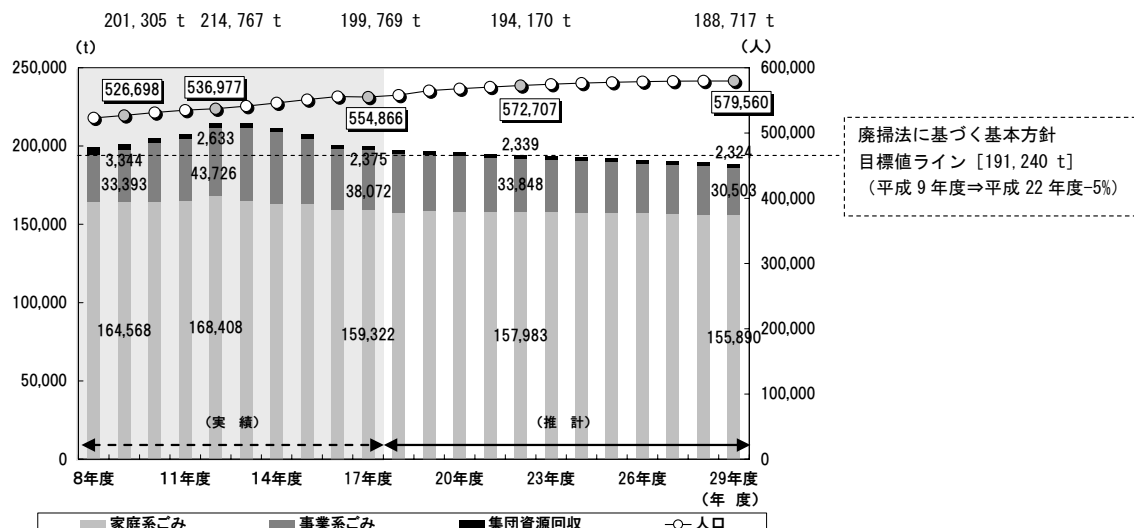


※ 家庭系ごみ排出量：家庭から排出されるごみのうち、集団資源回収を除いたもの

図9 市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

2 総排出量

本ブロックの人口は今後増加の傾向が予測されていますが、前項の市民1人1日あたりのごみ排出量の減少により、ごみ総排出量※は図10に示すとおり、今後徐々に減少していくことが予測されます。



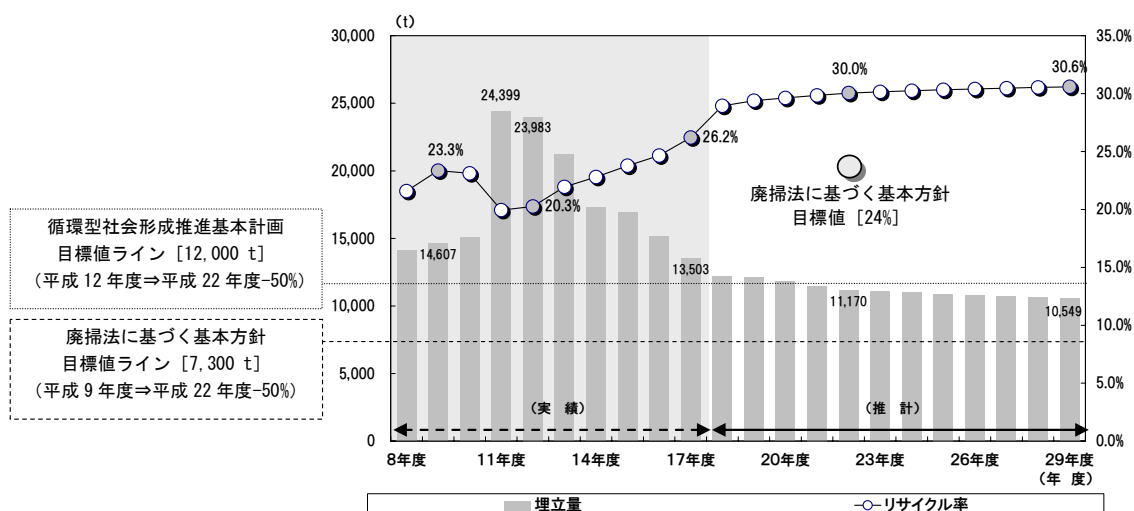
※ ごみ総排出量=家庭系ごみ + 事業系ごみ + 集団資源回収

図10 大和高座ブロックの人口とごみ総排出量の予測

3 最終処分量とリサイクル率

本ブロックの最終処分量は平成11年度の24,399tをピークに、その後、排出量の減量に伴い順調に削減されており、この傾向を維持するとともに、焼却残渣の資源化を推進することができれば、平成22年度で12,000t以下、平成29年度で11,000t以下になることが予測されます。

また、リサイクル率についても、平成11年度以降上昇しており、平成17年度現在で26.2%となり、国の目標値(24.0%)を達成している状況です。



※リサイクル率 = $\frac{\text{総資源化量 (資源物資源化量 + 焼却残渣資源化量 + 集団資源回収)}}{\text{ごみ総排出量}}$

図11 大和高座ブロックの最終処分量とリサイクル率の予測

7 広域化の基本方針

本ブロックでは、排出抑制（ごみを出さない）、資源化（リサイクルする）、適正処理（安全に処理する）、緊急時の対応の4つについて以下の基本方針に基づき、広域化を進めていきます。

1 排出抑制

- 生ごみの自家処理や、ごみの発生を抑制するための様々なインセンティブ（誘因）などを検討・導入し、ごみの排出抑制の推進を図ります。

2 資源化

- 資源物の徹底した分別に加えて、生ごみ・剪定枝などの有機性廃棄物の資源化を推進することにより、焼却処理量と最終処分量の削減を図ります。
- 焼却残渣の資源化を推進し、最終処分量の削減を図ります。

3 適正処理

- 様々な資源化を積極的に推進し、最終処分量の削減を図っていくとともに、地域で効率的に対応するための最終処分のあり方を検討していきます。

4 緊急時の対応

- 震災・水害などの災害時や緊急時におけるごみ処理の対応について、広域的な相互協力体制を構築していきます。

8 排出抑制（リデュース・リユース）

(1) インセンティブ（誘因）の創出

- ごみの排出抑制の推進を目指した様々なインセンティブ（誘因）の創出を目指していきます。
- 事業系ごみについては、自己処理責任の原則に基づき、適正排出および減量化を踏まえた手数料設定を検討していきます。

(2) 分別の徹底

- 各市の分別品目に従い、ごみと資源の分別排出を推進していきます。また、相互協力のさらなる効率化を目指し、将来的な4市の分別区分の統一に向けて、検討を行っていきます。
- 家庭系厨芥類の水切りについて、今後も継続して市民に広く周知・啓発していきます。
- 将来的な有機性廃棄物の資源化を目指し、家庭系厨芥類の分別を視野に入れ、検討していきます。

(3) 環境教育

- 次世代を担う子供たちへのごみ・環境についての教育を推進していきます。

(4) 情報提供・啓発

- 従来からの広報誌やごみカレンダーなどの紙媒体による情報提供を引き続き発展・推進していくとともに、インターネットなどの新たな媒体による情報提供について、強化・推進していきます。

(5) マイバッグ運動・レジ袋対策

- 全国的にも広まりを見せているマイバッグ運動、レジ袋対策について、必要に応じて連携・協力して推進していきます。

9 資源化（リサイクル）

（1）厨芥類等の有機性廃棄物の資源化（バイオガス化・堆肥化・飼料化など）

- 厨芥類等の有機性廃棄物の資源化について、その対象、収集方法、資源化方法（バイオガス化・堆肥化・飼料化など）について、検討を進めていきます。

（2）剪定枝等の木質系廃棄物の資源化（堆肥化・炭化など）

- 剪定枝等の木質系廃棄物の資源化について、その対象、収集方法、資源化方法（堆肥化・炭化など）について、検討を進めていきます。

（3）可燃ごみに混入した資源（紙類・容器包装類）の分別の徹底による資源化

- 組成調査の結果からも、依然として可燃ごみへ混入している資源（紙類・容器包装類）について、分別の徹底を促し、リサイクルを推進していきます。

（4）焼却残渣の資源化（スラグ化・セメント化など）

- 焼却残渣の資源化（スラグ化・セメント化）については、将来的な施設整備に向けた検討を進めていくとともに、現状の処理システムにおける、民間の活用や共同による取組みなどについて検討を進め、最終処分量の削減を推進します。

10 適正処理

- 様々な資源化を積極的に推進し、最終処分量の削減を図っていくとともに、地域で効率的に対応するための最終処分のあり方を検討していきます。

11 緊急時の対応

（1）災害時の対応

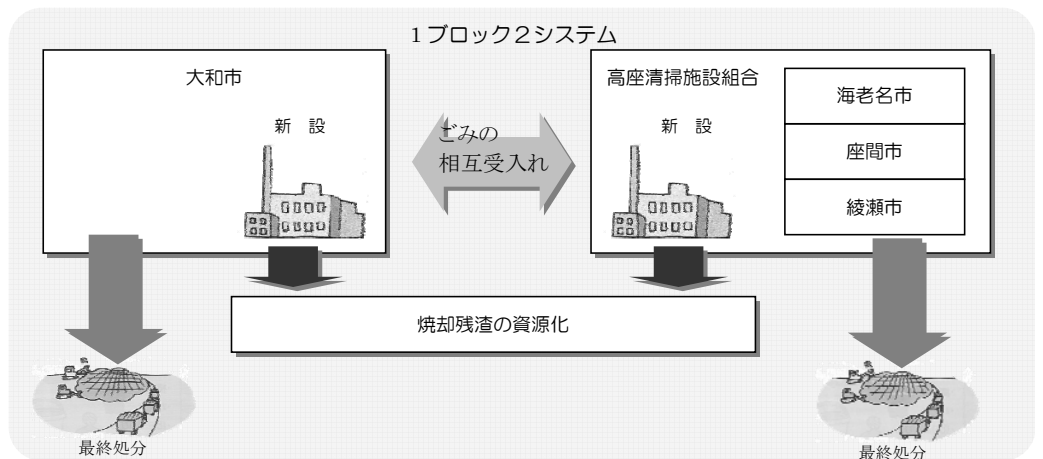
- 震災や水害などの災害時には、広域的な相互協力によりその対応を進めていきます。

（2）処理システムの相互バックアップ

- 各システムの緊急時におけるごみ処理の対応について、相互協力によるバックアップ体制を構築していきます。

12 地域特性に応じた広域処理システム

本ブロックにおける4市及び高座清掃施設組合の役割は図12に示すように、これまで独立していた2個所の焼却処理施設を、「1ブロック2システム」ととらえ、大和市と高座清掃施設組合において、災害時やそれぞれのシステムのバックアップとして、相互にごみの受入れを行うことで、施設運転の効率化を目指します。



- 相互のバックアップ体制の構築による「1ブロック2システム化」
- ごみの3Rおよび焼却残渣の資源化を基本とした効率的な最小限の最終処分システム

図12 焼却処理の1ブロック2システム

また、ごみの減量・リサイクルはもとより、焼却残渣の広域的な資源化（スラグ化、セメント化など）の検討を進め、最終処分量の削減を目指していきます。

しかし、各市住民などの協力により、資源化、減量化を推進しても、減量化・減容化できないものは将来も発生することが予想されます。そのため、必要最小限の最終処分を将来的に目指します。

なお、これらの広域システムについては、4市の役割負担や費用負担の公平性に十分留意したシステムとします。

13 広域処理の基本内容

本ブロックにおける広域処理の基本内容を図13に示します。

焼却処理や災害廃棄物処理については、大和市と高座清掃施設組合において、相互協力を行い、より効率的な処理を目指し、焼却残渣の資源化（スラグ化、セメント化など）については、広域的な連携を視野に入れた検討を行っていきます。

有機性廃棄物の資源化については、4市が個別に推進し、ブロック全域への展開を目指していきます。また、最終処分については、自区域内処理に向けた検討を連携して行っていきます。

なお、資源物の回収・リサイクルや収集・運搬、その他の処理などについては、4市及び高座清掃施設組合がそれぞれ行うこととし、必要に応じて広域的な連携を行う予定です。

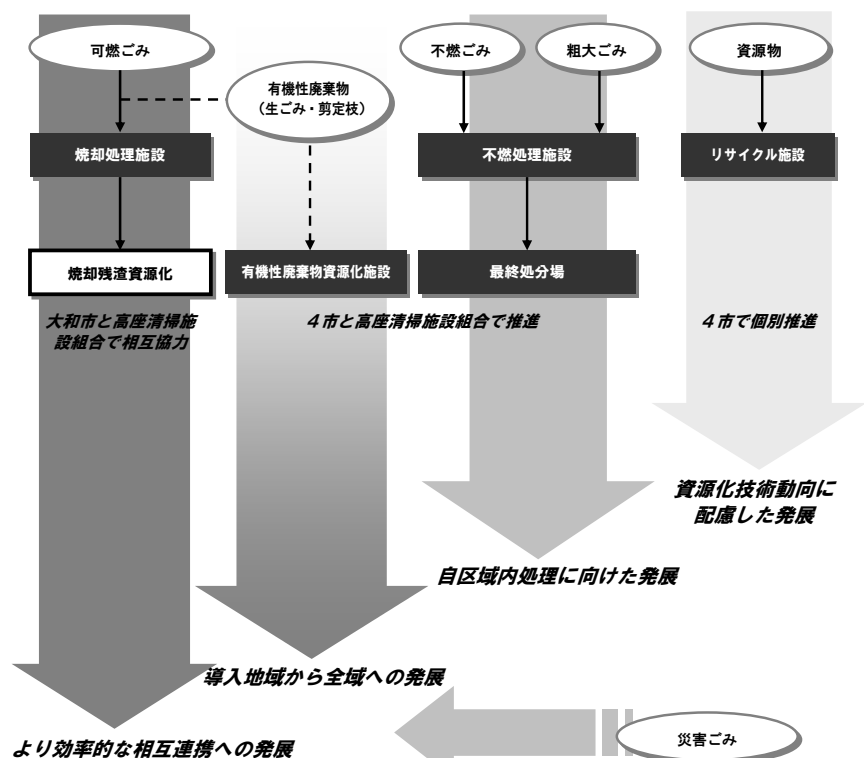


図13 広域処理の基本内容

14 施設整備の基本的な考え方

広域化の基本的取組み実施のための施設整備方針

1 焼却施設

焼却施設については、ブロック内の2施設を有効に活用し、相互連携による延命化などにより、最適なライフサイクルの実現を目指します。

2 焼却残渣の資源化施設

焼却残渣の資源化については、民間の活用や広域的な連携などを視野に入れた手法の検討を行っていきます。

3 有機性廃棄物資源化施設

有機性廃棄物の資源化に向けて、4市が取組んでいきます。

4 最終処分場

様々な資源化を積極的に推進し、最終処分量の削減を図っていくとともに、地域で効率的に対応するための最終処分のあり方を検討していきます。

15 施設の配置

本ブロックにおいては4市それぞれに資源化施設が整備されており、粗大ごみ等処理施設についても、大和市及び高座清掃施設組合に整備されているため、焼却以外の処理施設については、現行の体制を維持することとします。

また、新規に整備する焼却処理施設は大和市と高座清掃施設組合では更新時期に違いがあるため、2施設体制で整備する計画とし、それぞれの施設については下表のとおりになります。

表 1 施設配置

	現 在	将 来	方 針
ごみ焼却施設	2施設 ・大和市 ・高座清掃施設組合	2施設 ・大和市 ・高座清掃施設組合	既存の2施設の運転状況を相互の連携により適正化し、将来においては焼却処理量の削減に努めるとともに、相互協力により施設運転の適正化を目指します。
焼却残渣資源化施設	な し	1施設もしくは2施設 ・大和市 ・高座清掃施設組合	最終処分量の削減を目指し、焼却残渣の資源化を行います。 なお、資源化にあたっては処理委託も検討していきます。
リサイクル施設	4施設 ・4市	4施設 ・4市	現行と同様に、各市1施設体制で行っていきます。
有機性廃棄物資源化施設	な し	複数施設	剪定枝・生ごみの資源化に取り組んでいきます。
最終処分場	1施設 ・大和市	1施設もしくは2施設 ・大和市 ・高座清掃施設組合	焼却残渣の資源化動向を踏まえ、自区域内適正処理を目指して、処分場の整備を検討していきます。

16 広域化の全体スケジュール

広域化に向けた各取組みと、その実施スケジュールを以下に示します。

図 14 広域化の全体スケジュール

広域的取組み		H20	H29	
基本施策	1 排出抑制 (リデュース・リユース)	(1)インセンティブの創出	家庭系ごみ減量に向けた経済的インセンティブの段階的導入の検討 事業系ごみ減量に向けた経済的インセンティブの継続実施	
		(2)分別の徹底	各市における分別の徹底指導・啓発の継続実施 ごみ分別区分の統一化の検討	統一区分における4市連携による分別徹底の実施
		(3)環境教育	各市における環境教育の実施 4市協働による環境教育手法の継続的情報交換・共同研究	4市連携による環境教育実施
		(4)情報提供・啓発	各市における情報提供・啓発の継続実施・拡充	
		(5)マイバッグ運動・レジ袋対策	4市連携手法の検討	・4市連携による推進 ・事業者との調整・検討
	2 資源化 (リサイクル)	(1)厨芥類等の有機性廃棄物の資源化	資源化対象・収集方法・資源化方法等の共同研究	資源化の個別推進
		(2)剪定枝等の木質系廃棄物の資源化	資源化対象・収集方法・資源化方法等の共同研究	資源化の個別推進
		(3)可燃ごみに混入した容器包装類の分別の徹底による資源化		統一区分における資源化の連携推進
		(4)焼却残渣の資源化 (※現在、県とともに検討実施中)	資源化方法等の共同研究	残渣資源化の共同実施
	3 適正処理	最終処分削減に向けた共同研究		
	4 緊急時の対応	(1)災害時の対応	災害廃棄物処理の連携方法の検討	震災・災害時の対応実施
		(2)処理システムの相互バックアップ	ごみ相互受入の対応	
	処理システム	1 焼却施設	相互連携による延命化などにより、最適なライフサイクルの実現	
		2 焼却残渣の資源化施設	資源化方法等の共同研究	残渣資源化の共同実施
		3 有機性廃棄物資源化施設	資源化対象・収集方法・資源化方法等の共同研究	資源化の個別推進
4 最終処分場		最終処分のあり方の検討		
運営推進		大和高座ブロックごみ処理広域化調整会議の継続運営		

凡 例:▶ 4市で検討 → 4市で実施 = = = =▶ 各市で検討 → 各市で実施

17 組織体制

広域的に取り組む施策の実施や、焼却ごみの相互受入などについて、より確実かつ効率的な広域化の推進のため、現在の大和高座ブロックごみ処理広域化調整会議を継続運営し、相互の協力体制の確立を目指していきます。

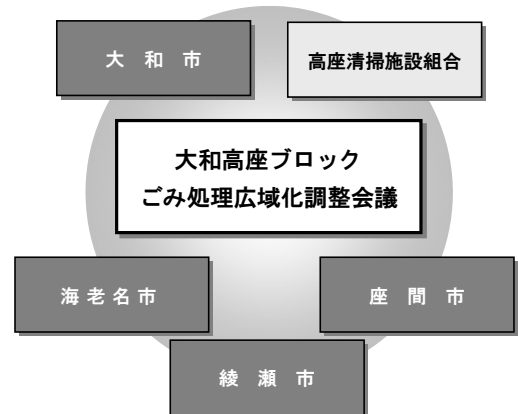


図 15 組織体制

18 負担のあり方

広域化の方針の一つである「公平なごみ処理システム」に則り、公平な負担となるよう留意します。また、ごみの相互受入を実施する際には、各行政間における「処理委託方式」とし、適切な委託費の設定を大和高座ブロックごみ処理広域化調整会議において検討していきます。

大和高座ブロックごみ処理広域化

実施計画（概要版）

平成 20 年 3 月

発行：大和高座ブロックごみ処理広域化調整会議

問合先：大和市環境部環境保全課	電話 046-260-5498
海老名市市民環境部資源対策課	電話 046-235-4922
座間市環境経済部資源推進課	電話 046-252-7985
綾瀬市環境市民部美化センター	電話 0467-70-5667
高座清掃施設組合施設課	電話 046-238-2094